

岩手県告示第688号

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（平成24年岩手県告示第245号）の一部を次のように改正する。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設（別表第2の備考2において「学校等施設」という。）の敷地の周囲80メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア～オ [略]</p>	<p>3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設（別表第2の備考2において「学校等施設」という。）の敷地の周囲80メートルの区域内の工業地域</p> <p>ア～オ [略]</p> <p><u>カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	